

見守り 新鮮情報

第103号

見知らぬ業者から**ダイレクトメール**が届いた。数日後、別の業者から「**水源地の権利**」に関するパンフレットは届きましたか？この権利は個人しか買えず、我々法人は欲しくても買えない。一口10万円のところを32万円で買い取る。**環境保護のためにもなる**のでぜひ協力して欲しい」と電話があった。少しでも**役に立てる**

ならと思い、ダイレクトメールの業者に電話して、手持ちの70万円で7口買った。

それから急に、売る側と買い取る側の両方から「**もっと買わないか**」としつこく電話がかかってくるようになり、**不審に思い**始めたところに**社員券**なるものが送られてきた。(70歳代 女性)



環境保護にもなるもうけ話？ 水源地の権利を売ります！買います！

ひとこと助言

うまい話に
気をつけて



見守るくん

- 購入を勧める業者とは別の業者が「高値で買い取る」と勧誘し、消費者の投資欲をあおる「劇場型」の投資トラブルです。
- これまで未公開株、外国通貨などをめぐって同様の手口がみられましたが、今回は水源地の権利と称するものです。「水資源の権利」「譲渡担保権」「社員券」など、いろいろな表現が使われており、セールストークも「配当が付く」「大手飲料メーカーが関与している」「日本の水源を中国から守るため」など、さまざまです。
- 事例のケースでは、実在する自治体の事業であるかのように説明していました。しかし、そのような計画は実在しませんでした。
- 実際に買い取りが実行された事例はなく、業者に返金を求めても戻ってこないことがほとんどです。この手の勧誘は、きっぱりと断りましょう。

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター
095-824-0999